

予約方法及び利用上の留意点について

予約窓口 受付：8：30～21：30（年末年始を除く）

石橋窓口・・・下野市勤労青少年ホーム

国分寺窓口・・・下野市国分寺B & G海洋センター

南河内窓口・・・下野市南河内体育センター

下野市内体育施設の予約は、どの窓口でも受付いたします。

予約方法について（電話での予約不可）

翌月の予約をする場合

- (1) 登録団体の予約については、前月の1日～15日までの間に1ヶ月分の利用について申請する。
- (2) 未登録団体（一般・個人）の予約については、16日以降に受け付ける。
- (3) そのうち、市外者については21日以降の受付となる。
- (4) 複数回をまとめて申請することは出来ない。
- (5) 原則、1回の申請で2時間（テニスコートは2面）までの利用とする。

例) 4月分の予約をする場合

利用する月の前月（3月）				利用月（4月）
1	15	16	20 21	31
登録団体の優先予約期間			(市民等)	(市外者関係)
			一般・個人の予約期間	

登録団体について

登録に必要な要件

下野市に在住、在勤又は在学（大学生以上）の構成員をもつ10人以上の団体

なお、子どもの団体はスポーツ少年団以外は許可しない。

1ヶ月の利用日数が2日以上あり、概ね6ヶ月以上利用する団体

キャンセルについて

体育施設の利用をキャンセルする場合には、必ず連絡をお願いします。

（申請だけをして、実際には利用していないケースが見受けられます。）

使用料の還付については、以下により行いますが、事前に必ず連絡をお願いします。

連絡が無い場合には還付できなくなりますので、ご注意ください。

使用しなかったナイターカード・コインは、返却してください。

理由	連絡の時期				(連絡先)
	3日前	2日前	1日前	当日	
自己都合の時		×	×	×	勤労青少年ホーム 52-1124
悪天候の時					B&G海洋センター 44-5131
					南河内体育センター 48-2392

悪天候の場合、施設使用の可否についてはスポーツ振興課で判断をします。

利用時間の延長手続きについて

受付窓口と利用施設が離れている施設については、施設を利用する当日に、事前に窓口で延長（1時間まで）の手続きをすることが出来ます。窓口に近い施設の場合は利用時間終了後速やかに窓口にて手続きしてください。

なお、スポーツ少年団、特に小学生については1日の練習時間を2時間以内としておりますので延長できません。

使用の制限について

次の項目に該当するときは、使用を許可しないものとします。

運動施設又は設備器具を損傷するおそれがあるとき。

運動施設の管理上支障をきたすおそれがあるとき。

営利を目的として事業を行ったり、その他営利事業を援助したりすること。

同一団体による重複使用。

管理上必要な指示に従わないとき。

許可を受けた目的以外に使用し、または、その権利を譲渡し、若しくは転貸したとき。

その他教育委員会が使用を不相当と認めるとき。

利用上の注意

使用した器具や備品等は、元の位置に戻すこと。

施設や器具及び備品等を破損した場合には必ずスポーツ振興課へ届出るとともに、相当額を弁償していただきます。

照明の消し忘れや鍵の閉め忘れ等が無い様に、戸締りを確認すること。

体育館・武道館等を使用後は、モップ掛けを必ず行うこと。

グラウンドを使用後は、グラウンド整備を必ず行うこと。

テニスコート使用後は、コートならしを必ず行うこと。

体育施設は敷地内全面禁煙です。

施設敷地内は火気厳禁、特にグラウンドでのたき火・花火は絶対にしないこと。

飲食は、ロビー等の所定の場所ですること。（施設内は厳禁）

窓口で貸与した施設の鍵は、責任をもって返却すること。（合鍵厳禁）

貴重品は自己責任において管理すること。（更衣室やロビー等に置かない）

ゴミは必ず持ち帰ること。

施設敷地内での危険行為（駐車場でのスケートボードなど）は絶対にしないこと。

注意事項が守られない場合、あるいは使用のしかたが悪い場合は、登録の取り消し、施設の貸出し制限をするなど厳正に対処させていただきます。